

横浜市居宅訪問型保育事業のご案内

居宅訪問型保育事業とは

横浜市が実施する居宅訪問型保育基礎研修等を修了した家庭的保育者が、0～2歳の児童の居宅を訪問し、1対1で保育を行います。

本事業は、ひとり親家庭の日中就労移行支援ツールのひとつとして実施します。そのため、利用できるのは、下記(1)～(9)の全ての条件にあてはまる横浜市在住のひとり親家庭になります。また、認可保育所や小規模保育事業等との併用はできません。

利用できる方

- (1) 対象児童が生後3か月以上3歳未満（当該年度の初日の前日における満年齢）であること
- (2) 対象児童の保護者が、保育認定の支給認定要件（1日4時間、週16時間以上の勤務等）を満たす者で、かつ、要件が居宅外就労であること
- (3) 保護者が、午後9時から翌朝午前6時までの間（就労時間の一部が含まれていれば可）に常態（週4日以上）として就労していること
- (4) 保護者が、児童扶養手当を受給していること
- (5) 保護者が、対象児童のみを養育しており、当該保護者及び対象児童以外に同居人がいないこと
- (6) 対象児童に慢性的な疾患がなく、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」又は「精神障害保健福祉手帳」の交付等を受けていないこと
- (7) 日中に給付対象施設・事業及び横浜保育室を利用していないこと
- (8) 地理的条件及び保育必要時間から、利用可能な保育所（延長保育時間含む）及び夜間保育所がない、又は利用申請を行っているが保留となっていること
- (9) 保護者が、母子家庭等就業・自立支援センターやジョブスポット等を活用（又は活用を予定）するなど、日中就労のみで生計を立てることを目指していること

利用料(保育料)

保護者の市民税額に依りて決定します。（利用料表参照）

※ 利用料とは別に、保育者の自宅からの交通費を負担していただきます。

利用日数・保育時間

利用日数・保育時間は事業者との協議により決定します。



利用上の注意点

- (1) 保育者は、お子様の保育以外の家事労働等を行いません。また、お子様の食事は保護者に準備していただきます。
- (2) 利用期間は最大1年間までとなります。利用開始後に、認可保育所等への申請を行っていただきます。
- (3) その他、利用規定及び事業者との契約に基づいてご利用していただきますので、必ず事前にご確認ください。

利用までの流れ

① 事前相談・利用要件確認申請

お住まいの区の子ども家庭支援課で、あらかじめこの事業の対象となるかご相談ください。ご相談後、利用申請したい場合は、「横浜市居宅訪問型保育事業 利用要件確認申請書」により利用要件確認申請を行ってください。（利用要件を満たしていない場合は、利用できません。）



② 面談・調整（利用要件を満たしている場合）

子ども家庭支援課から「利用申請承認通知書」を受領後、居宅訪問型保育事業者に連絡し、保護者の居宅において面談を行い、利用時間や交通費等について協議してください。なお、利用希望時間や空き状況によっては、利用できない場合があります。



③ 利用申請（支給認定申請）

事業者との協議後、利用開始希望月の前月締切日までに、お住まいの区の子ども家庭支援課で利用申請を行ってください。



④ 利用決定

利用調整を行い、利用が決定した場合、利用調整結果通知書を送付します。

※ 利用調整の結果、保留となる場合があります。



⑤ 利用契約

利用調整結果通知により利用決定したら、事業者と利用契約を締結してください。



⑥ 利用開始

利用を開始します。利用開始後は毎月就労活動状況報告書を提出していただき、1年以内での日中就労移行を目指していただきます。

相談・利用申請先

各区子ども家庭支援課（市外局番は【045】）

【受付時間：月～金（祝日年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分】

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見	510 - 1816	510 - 1887	金沢	788 - 7795	788 - 7794
神奈川	411 - 7157	321 - 8820	港北	540 - 2280	540 - 2426
西	320 - 8472	322 - 9875	緑	930 - 2331	930 - 2435
中	224 - 8172	224 - 8159	青葉	978 - 2428	978 - 2422
南	341 - 1149	341 - 1145	都筑	948 - 2463	948 - 2309
港南	847 - 8498	842 - 0813	戸塚	866 - 8467	866 - 8473
保土ヶ谷	334 - 6397	333 - 6309	栄	894 - 8463	894 - 8406
旭	954 - 6173	951 - 4683	泉	800 - 2413	800 - 2513
磯子	750 - 2435	750 - 2540	瀬谷	367 - 5782	367 - 2943

※区役所窓口の開庁時間は午前8時45分～午後5時00分まで

居宅訪問型保育事業者

（事業者への連絡は、利用申請承認通知書を受領後にお願いします。）

事業名：居宅訪問型保育事業

事業者名：株式会社 明日香

電話：316-5515 FAX：316-5544

所在地：西区北幸1-4-1 天理ビル9F

制度に関するお問合せ

子ども青少年局 保育・教育運営課 電話：671-3564 FAX：664-5479